

CHINO

第88回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都板橋区熊野町32番8号
当社本社会議室（地下1階）

議案

議案 取締役7名選任の件

目次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	12
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会は、事後の動画配信をさせていただきます。株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト（<https://www.chino.co.jp/>）でご覧いただくことができます。

株式会社手Jー

株主各位

証券コード 6850
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日

東京都板橋区熊野町32番8号

株式会社チノ一

代表取締役社長 **豊田 三喜男**

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】（以下URL内「株主総会情報」）

<https://www.chino.co.jp/financial/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6850/teiji/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チノ一」又は「コード」に当社証券コード「6850」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

ご来場いただけない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から5頁のご案内に従って、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所 東京都板橋区熊野町32番8号 当社本社会議室（地下1階）
（末尾の「[定時株主総会会場ご案内図](#)」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項 1. 第88期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 議案 取締役7名選任の件
- 4 議決権行使についてのご案内 3頁から5頁に記載のご案内をご参照ください。

以上

本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【株主様へのご案内】

- 1 株主総会運営スタッフは、当日の体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- 2 株主総会当日はお土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

4、5頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

基本日票名のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本
〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

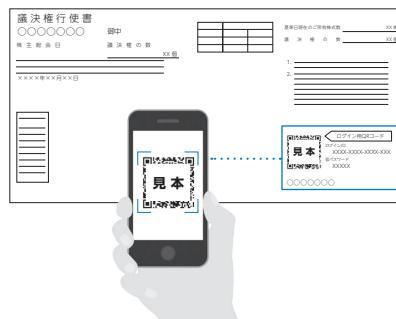
2024年6月26日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

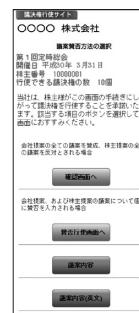
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

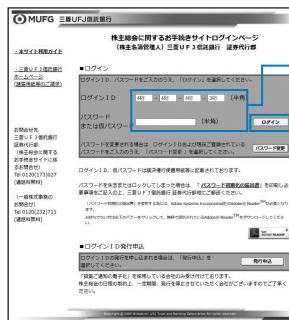
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	とよだ みきお 豊田三喜男	代表取締役社長執行役員	再任
2	しみず たかお 清水 孝雄	取締役専務執行役員 グループ技術統括担当・イノベーションセンター長	再任
3	にしぐち あきひこ 西口 明彦	取締役専務執行役員 営業本部長・東日本支店長	再任
4	まつおか まなぶ 松岡 学	取締役常務執行役員 品質本部長	再任
5	よしいけ たつよし 吉池 達悦	取締役	再任 社外 独立
6	みき ゆきのぶ 三木 幸信	取締役	再任 社外 独立
7	とまりちえ 渡真利千恵		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

候補者
番号

2



再任

とよだ みきお
豊田 三喜男

(1957年4月11日生)

所有する当社の株式数……12,931株
在任年数……12年
取締役会出席状況……14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社入社	2016年6月	取締役常務執行役員企業戦略部長・機器開発センター長
2012年6月	当社取締役藤岡事業所長	2017年6月	代表取締役社長執行役員・機器開発センター長
2014年10月	取締役藤岡事業所長・機器開発センター長	2019年6月	代表取締役社長執行役員(現任)
2015年6月	取締役常務執行役員藤岡事業所長・機器開発センター長		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

豊田三喜男氏は当社の事業所長、機器開発センター長、企業戦略本部長を経て、当社代表取締役社長執行役員を務めております。豊富な経験と見識から経営トップとして当社グループの成長戦略を推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

しみず たかお
清水 孝雄

(1953年9月28日生)

所有する当社の株式数……11,665株
在任年数……15年
取締役会出席状況……14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2015年6月	取締役常務執行役員技術開発センター長
2009年6月	当社取締役計測技術開発センター長	2017年6月	取締役常務執行役員技術開発センター長・久喜事業所長
2011年4月	取締役技術開発センター長	2018年2月	取締役常務執行役員久喜事業所長
2012年6月	取締役技術開発センター長・スマートソリューション開拓統括部長	2023年6月	取締役専務執行役員グループ技術統括担当・イノベーションセンター長(現任)
2013年6月	常務取締役技術開発センター長・スマートソリューション開拓統括部長		
2014年6月	常務取締役技術開発センター長		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

清水孝雄氏は当社の技術開発センター長、事業所長を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの革新的な技術及び製品開発を推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3



再任

にし ぐち あき ひこ
西口 明彦 (1959年8月24日生)

所有する当社の株式数…… 8,913株
在任年数…… 5年
取締役会出席状況…… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	当社入社	2021年 3月	取締役常務執行役員中国事業担当
2011年 6月	当社取締役大阪支店長	2021年 6月	取締役常務執行役員海外事業本部長 兼営業本部副部長
2013年 6月	取締役大阪支店長・中国支援担当	2023年 6月	取締役専務執行役員営業本部長・東 日本支店長(現任)
2014年 2月	取締役上海大華-千野儀表有限公司 董事総経理(出向)		
2015年 6月	執行役員上海大華-千野儀表有限公 司董事総経理(出向)		
2019年 6月	取締役常務執行役員中国事業担当・上海大 華-千野儀表有限公司董事総経理(出向)		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

西口明彦氏は当社の大阪支店長、中国事業担当を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの事業拡大ならびにグローバル化を牽引するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4



再任

まつ おか まなぶ
松岡 学 (1958年9月11日生)

所有する当社の株式数…… 6,143株
在任年数…… 1年
取締役会出席状況…… 10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社	2019年 7月	常務執行役員イノベーションセンタ ー長・生産改革本部長
2014年 6月	当社取締役藤岡事業所計装統括部長	2021年 2月	常務執行役員生産改革本部長・品質 保証本部長
2015年 6月	執行役員藤岡事業所計装統括部長	2022年 4月	常務執行役員品質本部長
2016年 6月	常務執行役員藤岡事業所長・計装統 括部長	2023年 6月	取締役常務執行役員品質本部長(現 任)
2018年 2月	常務執行役員イノベーションセンタ ー長		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

松岡学氏は当社の事業所長、品質本部長を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの生産拡大及び改革を推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5



再任

社外

独立

候補者
番号

6



再任

社外

独立

よし いけ たつ よし
吉池 達悦 (1952年5月9日生)

所有する当社の株式数…… 一株
在任年数…… 9年
取締役会出席状況…… 14/14回

略歴及び地位

1975年 3月 日置電機(株)入社
2005年 3月 同社代表取締役社長
2013年 1月 同社取締役会長
2015年 6月 当社社外取締役(現任)
2016年 6月 新光商事(株)社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

新光商事(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉池達悦氏は、企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高い見識を有しており、当社グループの経営全般に対するご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきただことから、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

み き ゆき のぶ
三木 幸信 (1953年8月16日生)

所有する当社の株式数…… 一株
在任年数…… 2年
取締役会出席状況…… 14/14回

略歴及び地位

2010年 4月 (独)産業技術総合研究所計測標準研 2017年 4月 (国研)産業技術総合研究所副理事長
究部門長
2022年 6月 当社社外取締役(現任)
2012年 4月 (独)産業技術総合研究所理事

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三木幸信氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の要職を歴任された経験を通して培った計測技術分野に関する高い見識を有しており、企業経営に直接関与された経験はありませんが、当社グループの経営に有益な助言をいただくとともに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

7



新任

社外

独立

と ま り ち え
渡 真 利 千 恵

(1961年5月29日生)

所有する当社の株式数…… 一株
 在任年数……… 一年
 取締役会出席状況……… 一回

略歴及び地位

1984年 4月	(株)東急ハンズ(現(株)ハンズ)入社	2019年 5月	アサヒ軽金属工業(株)入社 事業企画室長
1999年 8月	(株)千趣会入社	2023年 4月	(株)トーホー社外取締役(現任)
2014年 1月	同社執行役員総務本部長	2023年 6月	(株)帝国電機製作所社外取締役(現任)
2016年 1月	同社執行役員商品開発本部長		
2017年 4月	(株)プラネットワーク出向 取締役 管理部長兼(株)ディアーズ・ブレイン取締役		

重要な兼職の状況

(株)トーホー社外取締役

(株)帝国電機製作所社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡真利千恵氏は、事業会社で要職を歴任し、経営管理やマーケティング等の豊富な経験を有しております。また、女性活躍推進委員会の委員長を務め、多数の女性管理職の育成に携わった経験も有しております。こうした経験や知見を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者となりました。

当社との利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 吉池達悦氏、三木幸信氏および渡真利千恵氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は社外取締役吉池達悦氏、三木幸信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、渡真利千恵氏を独立役員の候補者として指定し同取引所に届け出る予定であります。
3. 各候補者が所有する当社株式の数には、チノー役員持株会における持分を含んでおります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、現任の各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。吉池達悦氏および三木幸信氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、渡真利千恵氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

(ご参考) 取締役期待するスキル等

当社は、2021年12月9日の取締役会において、当社の企業理念および中期経営計画に掲げた経営ビジョンの実現に向けて取締役会が備えるべきスキル等を定めており、各取締役及び取締役候補者に期待されるスキルは以下の通りであります。

氏名	役職名	企業経営	グローバル・ ビジネス	営業 マーケ ティング	研究開発 製造	IT デジタル	法務 リスク管理	財務会計
豊田 三喜男	代表取締役 社長執行役員	●	●		●	●	●	
清水 孝雄	取締役 専務執行役員	●	●		●	●		
西口 明彦	取締役 専務執行役員	●	●	●				●
松岡 学	取締役 常務執行役員	●		●	●			●
吉池 達悦	社外取締役	●		●			●	●
三木 幸信	社外取締役	●	●		●		●	
渡真利 千恵	社外取締役 候補者	●		●			●	●

※各取締役に期待されるスキルのうち最大4つ（代表取締役を除く）に「●」印

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度の経済環境は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで社会・経済活動の正常化が進んだものの、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化など地政学的リスクが継続し、エネルギー価格高騰、中国経済の減速懸念、各国の金融引き締めに伴う景気の減速懸念など、不透明な状況が続きました。

当社グループ事業全般に関係する製造業の設備投資につきましては、経済活動の正常化に伴い総じて堅調に推移しています。加えて脱炭素化に向けた世界的な流れは継続しており、各国政府の後押しも受けて企業の研究開発や設備投資に拡大の動きが続いています。

このような状況のなか、当社グループは、生産・開発の現場で不可欠な高精度温度計測・制御・監視用の製品、システムはもとより、電子部品や新素材等の成長分野における課題を解決する「ルーソリューション」の提供に注力しました。

また、日本政府は2023年6月6日に改訂された「水素基本戦略」において、水素供給量を2040年に年間約1,200万トンに拡大する数値目標を新たに設定し今後15年間で官民合わせて15兆円の投資を行うとする政策を公表しましたが、当社グループにおいても、需要が急拡大している水素サプライチェーン構築関連分野における温度管理等に関する受注活動を積極的に展開いたしました。

売上高については、半導体をはじめとする部材の供給不足が一部を除いて解消され、国内及びアジア地域を中心に増加しました。一方、受注高は第2四半期以降、前年同期比で増加いたしました。第1四半期の減少の影響を受け年間では前期比で減少となりました。減少の主な要因については、前期は計装システムセグメントにおいて大型の受注があったこと、及び計測制御機器セグメントを中心に前期はお客様から部材の供給不足に対応した前倒し発注があったことが影響したと判断しています。

この結果、当連結会計年度の受注高は27,458百万円（前期比1.3%減）、売上高は27,425百万円（前期比15.3%増）となりました。

セグメント別の売上高は、「計測制御機器」は9,169百万円（前期比6.4%増）、「計装システム」は9,699百万円（前期比36.0%増）、「センサ」は7,549百万円（前期比6.0%増）、修理・サービス、付属品等の「その他」は1,006百万円（前期比9.4%増）となりました。

利益面では、原価低減の取組みを継続的に推進するとともに、前年度に取り組んだ販売価格の見直しが期初から寄与しましたが、部材価格の高騰やエネルギー価格の上昇に加え、年度後半に売上計上した新規開発案件の利益率が当初想定と比べ下振れしたことが全体の利益率に影響しました。

この結果、営業利益は2,173百万円（前期比7.7%増）、経常利益は2,413百万円（前期比5.2%増）、政策保有株式の一部を売却したことに伴い特別利益として投資有価証券売却益323百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,756百万円（前期比14.3%増）となりました。2023年11月10日に上方修正した業績予想に対して、売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益は過達となった一方、上述の要因により営業利益及び経常利益が未達となりましたが、売上高、各利益ともそれぞれ過去最高となりました。

	第87期 (2022年度)	第88期 (2023年度)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	23,793	27,425	3,631	15.3
営業利益	2,018	2,173	155	7.7
経常利益	2,294	2,413	118	5.2
親会社株主に帰属する当期純利益	1,536	1,756	219	14.3

当社グループの事業区分別損益状況は次のとおりであります。

計測制御機器

売上高
9,169百万円
(前期比6.4%増)

売上高は9,169百万円（前期比6.4%増）、セグメント利益は1,173百万円（前期比4.3%減）となりました。半導体・電子部品の製造設備や熱処理装置向けを中心に、グラフィックレコーダ、サイリスタレギュレータ等の需要は継続しましたが、年度後半にかけて海外市場向けを中心に新規受注の停滞がみられました。

利益については、原価低減の取組みや前年度に取り組んだ販売価格の見直しの効果はあったものの、部材価格の高騰等により前期比で減益となりました。



計装システム

売上高
9,699百万円
(前期比36.0%増)

売上高は9,699百万円（前期比36.0%増）、セグメント利益は1,268百万円（前期比24.9%増）となりました。脱炭素化関連分野として、自動車向けなどの燃料電池評価試験装置や、水素のエネルギー利用の研究・開発用途の水電解評価装置の受注が拡大しています。

空調用コンプレッサ評価試験装置についても、温室効果の低い自然冷媒対応の需要が活性化しており、受注が増加しています。

利益については、新規開発案件の原価率下振れの影響はあったものの、主に増収効果により前期比で増益となりました。



センサ

売上高
7,549百万円
(前期比6.0%増)

売上高は7,549百万円（前期比6.0%増）、セグメント利益は1,398百万円（前期比7.2%増）となりました。半導体関連の製造装置向けを中心に放射温度計の需要が好調です。また、AMS規格（航空宇宙産業における特殊工程の規格）対応等の温度センサの需要も堅調に推移しました。

利益については、増収効果等により前期比で増益となりました。



その他

売上高
1,006百万円
(前期比9.4%増)

売上高は1,006百万円（前期比9.4%増）で、セグメント利益は302百万円（前期比30.0%増）となりました。

利益については、増収効果等により前期比で増益となりました。



(2) 当社グループの財産及び損益の状況

		第85期 (2020年度)	第86期 (2021年度)	第87期 (2022年度)	第88期 (当連結会計年度) (2023年度)
受注高	(百万円)	20,553	25,557	27,829	27,458
売上高	(百万円)	21,080	21,908	23,793	27,425
営業利益	(百万円)	1,136	1,499	2,018	2,173
経常利益	(百万円)	1,283	1,744	2,294	2,413
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,289	1,050	1,536	1,756
1株当たり当期純利益	(円)	152.24	124.07	181.22	206.87
総資産	(百万円)	30,398	31,545	36,289	36,530
純資産	(百万円)	19,502	20,150	21,574	23,191

(注) 第88期（当連結会計年度）の状況につきましては、「1.当社グループの現況 (1) 当事業年度の事業の状況 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社チノーソフトテックス	30百万円	100	ソフトウェア等の制作販売
三基計装株式会社	35百万円	100	産業用最適空気環境装置・植物工場製作と電気計装工事
株式会社浅川レンズ製作所	10百万円	100	光学機器の設計・製作・販売
アーズ株式会社	68百万円	81	センサネットワーク製品開発、販売、各種IP開発
アドバンス理工株式会社	80百万円	100	熱分析・熱物性測定機器、赤外線加熱関連機器等の製造販売
明陽電機株式会社	45百万円	64	船舶エンジン用温度センサ、船舶搭載機器等の製造販売
CHINO Works America Inc.	500千ドル	100	計測制御機器、センサ等の販売
上海大華一千野儀表有限公司	11,610千元	50	計測制御機器等の販売
千野測控設備(昆山)有限公司	13,242千元	80	計装システム、計測制御機器の製造販売
韓国チノー株式会社	600,000千ウォン	50	計測制御機器、センサ、計装システムの製造販売
CHINO Corporation India Private Limited	125,818千ルピー	100	計測制御機器等の製造販売
CHINO Corporation (Thailand) Limited	7,000千バーツ	49	計測制御機器、センサ等の販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,387百万円であり、その主なものは建物等更新577百万円、生産効率化339百万円であります。これらに要する資金は、自己資金をもって充当しております。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として金融機関より2億円の借入をおこないました。

(6) 対処すべき課題

次期2024年度は、2021年度を初年度とする中期経営計画（2021～2026年度）の4年目となります。本中期経営計画は、企業理念である「計測・制御・監視技術の限界に挑戦し、産業の発展とより良い明日の社会の実現に貢献する」ことを軸に、①成長分野のさらなる開拓・拡大、②コア事業の高度化と価値創造、③海外基盤の強化と事業拡大、④経営基盤の強靱化を基本戦略としています。中期経営計画の前半3年間（2021～2023年度）は、上記4つの基本戦略に従い「成長の基礎固め」に取り組んでまいりました。

2024年度は、「成長の加速」フェーズと位置づけられる後半3年間の初年度として、これまで全社で注力してきた顧客価値創造と顧客増を目指す連携・共創の体制整備や仕組み作りをさらに進めるとともに、当社の製品・サービスの差別化と市場での競争力向上を図るため、温度を軸とした製品・技術・ノウハウを組み入れる「ループソリューション力」のさらなる高度化を目指します。

【事業／機能戦略】

1. 営業活動における情報獲得の質・分析能力の向上から、事業部門・開発部門など製品・システム開発活動や販促活動に連鎖させる体制を整備して業績拡大につなげていく。
2. 海外事業は各現地法人との連携を強化し、マーケティング・製品企画・生産・販売・サービス等に係る現地法人の機能・役割の課題を地域別に設定して解決を図り売上・利益拡大に向けた活動を推進する。
3. 開発は、営業部門と連携しターゲット市場におけるポジショニングを明確にした技術・製品の開発を進め、グループ全体の開発体制の最適化も図り新製品の上市をスピードアップさせる。
4. 生産は、生産フローや生産性向上に係る問題や課題を各事業所および仕入先を含む関係者の連携により解決を図りQCDを向上させる。
5. 計装システムは、変化する市場におけるシェア拡大に向け、顧客課題を解決するシステム・装置の提供に対応する技術力・処理力を内・外協業体制の整備も並行させながら強化していく。

【基盤戦略】

6. 企業価値向上に資する製品・業務の品質向上と環境マネジメント強化は、各部門やグループ会社との連携により、問題・課題の解決に向けた活動を促進する。
7. 持続的成長と企業価値向上に向け、ESG/SDGs視点の課題に立脚した事業活動を通じて社会的責任を果たすために、グループ全体のサステナビリティ経営を推進する。
8. 「人財育成・採用」「組織開発・組織能力向上」の取り組みの充実と関連諸制度の再構築を進め、成長基盤となる人的資本形成と誰もが活躍するキャリア形成を推進する。
9. DX人財育成と生成AI・RPAツールなどの利活用による業務効率化・業務プロセス改善を通じて、付加価値生産性向上を図る。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは次の製品の製造等および販売を行っております。

区分	主要製品等
計測制御機器	記録計、調節計、民生機器
計装システム	性能・評価試験装置、制御・監視用パッケージシステム、デバイス・半導体試験装置、クリーンルーム、温度校正機器、各種計装システム
センサ	赤外線放射機器、熱画像計測装置、温度センサ、応用センサ
その他	修理サービス、補修パーツ

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
(当社)			
本社 イノベーションセンター	東京都板橋区	東日本支店 大阪支店	東京都板橋区 大阪府吹田市
藤岡事業所	群馬県藤岡市	名古屋支店	愛知県名古屋市
久喜事業所	埼玉県久喜市	サービスエンジニアリング事業部	埼玉県久喜市
山形事業所	山形県天童市		
(子会社)			
株式会社チノソフトテックス	群馬県藤岡市	CHINO Works America Inc.	アメリカ合衆国
三基計装株式会社	埼玉県北葛飾郡	上海大華一千野儀表有限公司	中華人民共和国
株式会社浅川レンズ製作所	埼玉県久喜市	千野測控設備(昆山)有限公司	中華人民共和国
アーズ株式会社	神奈川県横浜市	韓国チノ一株式会社	大韓民国
アドバンス理工株式会社	神奈川県横浜市	CHINO Corporation India Private Limited	インド共和国
明陽電機株式会社	静岡県静岡市	CHINO Corporation (Thailand) Limited	タイ王国

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数	前期末比
計測制御機器	388名	6名
計装システム	188名	△8名
センサ	254名	△6名
その他	55名	—
全社（共通）	210名	2名
合 計	1,095名	△6名

(注) 使用人数は、就業人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
692名	5名	42.17歳	15.88年

(注) 1. 使用人数は、社外からの出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であります。
2. このほかに臨時使用人（年間の平均人員）が101名おります。

(10) 当社グループの主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,316百万円
株式会社三井住友銀行	420百万円
株式会社りそな銀行	400百万円
株式会社山形銀行	290百万円
三井住友信託銀行株式会社	240百万円

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 23,820,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,260,116株 (自己株式 767,133株を含む)
- (3) 株主数 5,979名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
チノー取引先持株会	788	9.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	706	8.31
チノー従業員持株会	321	3.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	211	2.49
株式会社ニッカトー	209	2.47
株式会社共和電業	207	2.44
株式会社北浜製作所	182	2.15
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	152	1.79
東亜ディーケーケー株式会社	101	1.19
J P モルガン証券株式会社	100	1.18

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (767,133株) を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式767,133株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,807株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告24頁「3. 会社役員に関する事項 (5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	豊田 三喜男	
取締役	清水 孝雄	グループ技術統括担当・イノベーションセンター長
取締役	西口 明彦	営業本部長・東日本支店長
取締役	松岡 学	品質本部長
社外取締役	吉池 達悦	新光商事株式会社 社外取締役
社外取締役	生田 一男	
社外取締役	三木 幸信	
常勤監査役	斉藤 卿是	
社外監査役	山下 和彦	リズム株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社オプトエレクトロニクス 社外取締役監査等委員
社外監査役	粕谷 吉彦	株式会社南都銀行 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 当社は社外取締役吉池達悦、生田一男、三木幸信、社外監査役山下和彦、粕谷吉彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としております。
2. 常勤監査役斉藤卿是氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

(2) 執行役員の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当
社長執行役員	豊田 三喜男	
専務執行役員	清水 孝雄	グループ技術統括担当・イノベーションセンター長
専務執行役員	西口 明彦	営業本部長・東日本支店長
常務執行役員	松岡 学	品質本部長
常務執行役員	大森 一正	経営管理本部長
執行役員	鈴木 貞二	大阪支店長
執行役員	辺見 久	藤岡事業所長
執行役員	村上 和久	名古屋支店長
執行役員	村井 裕輔	山形事業所長
執行役員	千野 一	久喜事業所長
執行役員	増田 一美	営業本部・海外営業推進部長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	145	86	41	17	4名
監査役 (社外監査役を除く)	15	15	—	—	1名
社外取締役	25	25	—	—	3名
社外監査役	12	12	—	—	3名

- (注) 1. 上表には2023年6月29日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第86回定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第86回定時株主総会において、株式報酬の額として年額40百万円以内、株式数の上限を年2万6千株 (社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く) の員数は3名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第86回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 当社の業績連動報酬は、「業績連動報酬Ⅰ」と「業績連動報酬Ⅱ」で構成されております。「業績連動報酬Ⅰ」に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は2,173百万円であります。
「業績連動報酬Ⅰ」は連結営業利益 (業績連動報酬控除前) に1.53%を乗じた金額とし、38.75百万円を超えない金額としております。また、「業績連動報酬Ⅱ」は取締役個人の実績に対する評価に基づき決定されます。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年6月の役員報酬制度改定に合わせて内容の改定を行っております。その決定に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会が審議し取締役会へ答申しております。決定の概要は以下の通りです。

① 基本方針

取締役の報酬については、当社の事業を中長期的に成長させ、企業価値を持続的に向上させていくことを目的とする。

取締役の報酬額は、2022年6月28日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の限度内 (金銭報酬年額250百万円以内 [使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない] および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬年額40百万円以内かつ年26千株以内) において取締役会で決定する。

② 個人別報酬の決定方法

i) 常勤取締役

取締役の個人別報酬については、基本報酬と業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与としての賞与）および譲渡制限付株式報酬で構成する。

(ア) 基本報酬

基本報酬は、各取締役の役位に応じて決定される固定報酬とする。

(イ) 業績連動報酬

業績連動報酬は、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として、前年度の会社業績に基づき算定される「業績連動報酬Ⅰ」と、取締役個人の実績（個人別目標の達成度合、後継者育成・企業価値向上・取締役会活性化への取組状況等）に対する評価に基づき決定される「業績連動報酬Ⅱ」で構成し、それぞれが役位別の基準額に対して変動する仕組みとする。

「業績連動報酬Ⅰ」の総額は、連結営業利益（業績連動報酬控除前）に1.53%を乗じた金額とし、38.75百万円を超えない金額とする。当社は本業の稼ぎを示す連結営業利益を中期経営計画における重要な経営指標と位置付けており、このことから営業利益を「業績連動報酬Ⅰ」の指標としている。各取締役への個別支給額は、「業績連動報酬Ⅰ」の総支給額を、次に定める役位別の基準係数に応じて按分した金額とする。

(役位別基準係数)

役位	基準係数
取締役 社長執行役員	1.00
取締役 副社長執行役員	0.86
取締役 専務執行役員	0.73
取締役 常務執行役員	0.59
取締役 執行役員	0.45

「業績連動報酬Ⅱ」は、指名・報酬諮問委員会の諮問を得た上で、取締役会で決定する。

(ウ) 譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを高めるとともに株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的とし、事前交付型の譲渡制限付株式として、役位に応じて決定される数の当社普通株式が毎年一定の時期に交付され、各取締役の役員退任時に譲渡制限が解除される。

なお、社外取締役については、基本報酬のみとし、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬を適用しない。

(エ) 報酬等の種類毎の割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の支給割合をあらかじめ定めることはしておらず、上記（イ）（ウ）に記載した方法で業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の額が決定され、結果として業績連動報酬と固定報酬との割合が定まることとなる。

ii) 非常勤取締役

非常勤取締役の月額報酬については、当該非常勤取締役の社会的地位、会社への貢献度および就任の事情などを考慮して決定する。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 豊田三喜男に対し取締役個人の実績評価に基づき決定される「業績連動報酬Ⅱ」の原案策定を委任しております。

委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績及び職務遂行状況について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(7) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容及び決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(8) 監査役の個人別の報酬等の額の決定方針に関する事項

監査役の報酬額は、2022年6月28日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の限度内（年額50百万円以内）で、固定額の基本報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

(9) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況
取締役	吉池達悦	新光商事株式会社 社外取締役
取締役	生田一男	
取締役	三木幸信	
監査役	山下和彦	リズム株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社オプトエレクトロニクス 社外取締役監査等委員
監査役	粕谷吉彦	株式会社南都銀行 社外取締役監査等委員

(注) 上記の重要な兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉池達悦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。経営者としての経験と幅広い見識から、取締役会では当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	生田一男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。計量計測産業に係る幅広い見識から、取締役会では当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	三木幸信	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。計量計測産業に係る幅広い見識から、取締役会では当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山下和彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回および監査役会14回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	粕谷吉彦	当事業年度中に就任後に開催された取締役会10回のうち9回および監査役会10回のうち9回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人ナカチ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	28百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 会社法監査および金融商品取引法監査を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」を決議しており、その概要は以下のとおりです。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの行動規範として、「チノービジネス行動基準」を定め、企業倫理の周知徹底、法令や定款違反行為を未然に防止する体制の整備を図るとともに、取締役に対しては、取締役会規程および関連規程により取締役の相互監視体制を強化する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制については、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における意思決定および決議にかかる情報等について、法令、定款ならびにその他の社内規程に基づき、紙面または記録媒体の状況に応じて適切に記録し、保存・管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクならびに環境面・安全衛生面等、全社の想定されるリスクを抽出して評価、ウェイト付けを行い、リスク管理規程とリスク管理体制の整備を行う。また、不測の事態が発生した場合は社長を部長とする対策本部を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止してこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から権限移譲をされた範囲において迅速な意思決定を行うとともに経営に関する重要事項の事前審議を行うために経営会議を定期的開催する。
- ② 経営計画のマネジメントについては、年初に策定された年度計画および中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動し、その進捗状況を取締役会において報告する。
- ③ 組織・職務規程等により、職務および責任の所在を明確化し意思決定の迅速化を図る。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「チノービジネス行動基準」を定め、役職員に定期的なコンプライアンス研修を行って、使用人の職務の執行が法令および定款に適合する体制を敷く。なお、違反行為を発見した場合に内部通報制度により報告する仕組みを周知徹底する。

- ② 内部監査室が各部門の業務執行状況の監査を行い、社内規程等の整備および業務の適正な管理体制の維持・向上のための助言や提案を行う。

(6) 当社および子会社からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ グループ各社の取締役または監査役に当社役職員を派遣することにより、当社が各社の業務の適正を監視する。
 - ロ 定期的にグループ経営会議を開催し、グループ各社の業務執行状況について各社の社長から報告を受けるとともに、重要事項については必要に応じて関係書類の提出を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社の内部監査室がグループ各社のリスク管理状況を監査し、監査結果を当社およびグループ各社の社長に報告する。
 - ロ 当社リスクマネジメント部門がグループ各社と定期的に連絡をとり、グループ各社におけるリスクの把握・分析・対応策の検討を行い、予防に努める。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」を整備し、グループ各社の取締役等の職務が効率的に行われる体制を整えるとともに、グループ経営会議を通じてグループ全体の協力の推進と業務の整合性の確保を図る。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社グループ全体の行動規範である「チノービジネス行動基準」の運用を徹底し、グループ各社の役職員に定期的なコンプライアンス研修等を行う。なお、違反行為を発見した場合に内部通報制度により当社リスクマネジメント部門に報告される仕組みを整備する。
 - ロ 当社の内部監査室がグループ各社の業務執行状況の監査を行い、社内規程・内規等の整備や業務の適正な管理体制の維持、向上のための助言や提案を行う。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置が必要になった場合またはその求めが監査役からなされた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査室と兼務する使用人を配置する。なお、当該使用人が監査役を補助すべき業務を行う際は、監査役の指揮命令下に置く。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指示に従って行った報告等により不利益を被ることを禁止する。
なお、当該使用人の人事考課等については監査役会の同意を得たうえで決定する。

(9) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制 その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および監査役補助者を含む使用人は、法定事項その他当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項または重要な会議で決定された事項もしくはコンプライアンス・リスクに関する事項等を遅滞なく当社の監査役に報告する。
- ② グループ各社の取締役および監査役補助者を含む使用人が、当社の取締役および監査役補助者を含む使用人に法定事項その他当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項または重要な会議で決定された事項もしくはコンプライアンス・リスクに関する事項等を報告した場合、当社の取締役および監査役補助者を含む使用人は当該事項を遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 前各項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - イ 内部統制システムに関わる部分の活動状況
 - ロ 子会社等の監査役および内部監査室の活動状況
 - ハ 重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ニ 業績および業績見通しの発表内容、重要開示書類の内容
 - ホ 内部通報制度の運用および通報内容
 - ヘ 監査役から要求された会議議事録等の回付の義務付け

(10) 当社の監査役に報告をした者が報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および監査役補助者を含む使用人が当社監査役に報告を行った場合、当該報告をしたことによって不利な取り扱いをしない。

(11) 当社の監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還その他の当該職務の執行について発生する費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に関して生ずる費用について前払いまたは事後償還を請求したときは、当該職務の執行または請求に係る費用が当該監査役職務に必要ないと判断される場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、本社および主要な事業所、重要な子会社等の業務や財務状況等の調査を行い、また、会計監査人、内部監査人、グループ各社の監査人との連絡会議を定期開催してそれぞれ監査内容について説明を受けるとともに情報交換を行うなど連携を図る。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において実施した主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、「チノービジネス行動基準」を制定し、当社グループ全役職員が法令および社内規程を遵守するとともに良識と責任をもって行動するよう徹底しております。また、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置しており、当該委員会の運営を通じ、当社グループにおけるコンプライアンス体制の維持強化およびコンプライアンスに関する問題・課題等の審議・解決を図っております。

当社は、「内部通報規程」に基づき、社内および社外の内部通報窓口を設置しております。

(2) リスク管理

当社は、「リスク管理規程」に基づきリスクマネジメント委員会を設置しております。当該委員会は、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し、リスクの発生防止および低減に向けた対策を策定・実行するとともに、「リスクマネジメント基本方針」に則って全社横断的なリスク管理を適切に行っております。

(3) 取締役の職務執行

当期の取締役会は計14回開催され、経営方針等の重要事項に関する意思決定および取締役による職務遂行の監督が行われております。

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会の決定した事項を当該事業に精通した執行役員が実行することによって、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行う体制をとっております。

また、任意の諮問機関として設置する指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とし、取締役の選任及び解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について取締役会の諮問に応じ、審議し答申を行います。2023年度には、計4回開催され、これにより、取締役会の指名及び報酬に係る手続きの透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図っております。

(4) 子会社管理

当社およびグループ各社の役職員で構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、重要事項の報告を受けるとともに、グループ各社の経営計画の進捗状況を確認しております。

(5) 監査役監査

当期の監査役会は計14回開催され、各監査役が取締役会、執行役員会、経営計画総合会議等重要な会議に出席するほか、本社および主要な事業所、重要な子会社等の業務や財政状態等の調査を実施し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。また、会計監査人やグループ各社の監査役と定期的な連絡会議を開催して連携を図り、情報収集と監視体制の強化に努めております。

(6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画を作成し、当社およびグループ各社の内部監査を実施しております。監査結果は、取締役会に報告するとともに被監査部門に通知され、必要に応じて是正措置が取られております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと考え、当該事業年度の業績及び将来の事業展開を考慮して必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目安に安定配当を継続することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発活動や新技術・新商品開発投資及び新規事業など将来の企業価値を高めるための投資資金として活用し、1株当たりの利益や自己資本利益率の向上に努めてまいります。

当期の剰余金の配当につきましては期末配当金を1株当たり40円とし、中間配当金20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり60円とする予定です。この配当金に関する決議は、2024年6月11日開催の取締役会で行われる予定です。

なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定めております。

また、2024年度以降につきましては、中期経営計画（期間：2021年度から2026年度の6年間）の後半3年間にあたるPhase2の期間（2024年度から2026年度）において最終年度の連結配当性向を40%まで引き上げていくことを目指し、持続的な利益成長を通じて増配を実現していくことを基本方針といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	26,050
現金及び預金	7,305
受取手形	375
電子記録債権	2,799
売掛金	5,563
商品及び製品	830
仕掛品	3,700
原材料及び貯蔵品	5,176
その他	347
貸倒引当金	△49
固定資産	10,480
有形固定資産	6,159
建物及び構築物	3,447
機械装置及び運搬具	871
土地	1,424
建設仮勘定	10
その他	406
無形固定資産	297
ソフトウェア	281
その他	15
投資その他の資産	4,023
投資有価証券	1,716
繰延税金資産	815
退職給付に係る資産	725
その他	823
貸倒引当金	△56
資産合計	36,530

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,317
支払手形及び買掛金	2,322
電子記録債務	2,296
短期借入金	1,165
一年以内長期借入金	416
未払法人税等	508
前受金	438
賞与引当金	797
役員賞与引当金	64
株主優待引当金	61
設備関係電子記録債務	145
その他	1,100
固定負債	4,021
長期借入金	1,443
長期未払金	186
繰延税金負債	99
役員退職慰労引当金	132
退職給付に係る負債	1,891
その他	268
負債合計	13,338
(純資産の部)	
株主資本	19,654
資本金	4,292
資本剰余金	4,278
利益剰余金	12,209
自己株式	△1,126
その他の包括利益累計額	606
その他有価証券評価差額金	459
為替換算調整勘定	222
退職給付に係る調整累計額	△75
非支配株主持分	2,931
純資産合計	23,191
負債及び純資産合計	36,530

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		27,425
売上原価		19,034
売上総利益		8,390
販売費及び一般管理費		6,216
営業利益		2,173
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	69	
売電収入	35	
為替差益	108	
助成金収入	7	
保険解約返戻金	6	
その他	33	
		287
営業外費用		
支払利息	9	
金融関係手数料	6	
売電費用	15	
その他	16	
		48
経常利益		2,413
特別利益		
投資有価証券売却益	323	
固定資産売却益	1	
		325
特別損失		
固定資産処分損	5	
		5
税金等調整前当期純利益		2,733
法人税、住民税及び事業税	808	
法人税等調整額	△30	
		777
当期純利益		1,956
非支配株主に帰属する当期純利益		199
親会社株主に帰属する当期純利益		1,756

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,292	4,267	11,050	△1,138	18,471
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△611		△611
親会社株主に帰属する当期純利益			1,756		1,756
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		11		17	29
その他			14		14
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	11	1,159	11	1,182
当期末残高	4,292	4,278	12,209	△1,126	19,654

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	341	158	△187	312	2,790	21,574
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△611
親会社株主に帰属する当期純利益						1,756
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						29
その他						14
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	118	64	111	294	140	434
連結会計年度中の変動額合計	118	64	111	294	140	1,617
当期末残高	459	222	△75	606	2,931	23,191

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	15,371
現金及び預金	2,559
受取手形	120
電子記録債権	2,068
売掛金	3,981
商品及び製品	485
仕掛品	2,358
原材料及び貯蔵品	3,359
前渡金	25
前払費用	143
短期貸付金	6
未収入金	258
その他	5
貸倒引当金	△0
固定資産	11,586
有形固定資産	4,478
建物	2,503
構築物	84
機械及び装置	687
車両運搬具	2
工具器具及び備品	329
土地	870
建設仮勘定	0
無形固定資産	267
ソフトウェア	253
電話加入権	14
投資その他の資産	6,840
投資有価証券	1,586
関係会社株式	2,407
関係会社出資金	258
長期貸付金	22
関係会社長期貸付金	884
長期前払費用	63
繰延税金資産	479
前払年金費用	784
敷金保証金	61
保険積立金	338
その他	0
貸倒引当金	△47
資産合計	26,958

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	7,137
支払手形	71
電子記録債務	1,443
買掛金	1,852
短期借入金	1,140
一年以内長期借入金	416
未払金	186
未払費用	384
未払法人税等	358
前受金	185
預り金	26
賞与引当金	641
役員賞与引当金	41
株主優待引当金	61
設備関係電子記録債務	145
その他	183
固定負債	3,427
長期借入金	1,443
長期未払金	155
退職給付引当金	1,571
長期預り保証金	254
その他	1
負債合計	10,565
(純資産の部)	
株主資本	15,972
資本金	4,292
資本剰余金	4,032
資本準備金	4,017
その他資本剰余金	14
利益剰余金	8,774
利益準備金	948
その他利益剰余金	7,826
固定資産圧縮積立金	63
繰越利益剰余金	7,762
自己株式	△1,126
評価・換算差額等	421
その他有価証券評価差額金	421
純資産合計	16,393
負債及び純資産合計	26,958

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		19,010
売上原価		13,254
売上総利益		5,756
販売費及び一般管理費		4,609
営業利益		1,146
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	254	
売電収入	35	
為替差益	41	
保険解約戻戻金	6	
貸倒引当金戻入額	12	
その他	30	380
営業外費用		
支払利息	9	
金融関係手数料	6	
売電費用	15	
その他	11	43
経常利益		1,484
特別利益		
投資有価証券売却益	323	
固定資産売却益	0	324
特別損失		
固定資産処分損	3	3
税引前当期純利益		1,804
法人税、住民税及び事業税	526	
法人税等調整額	△64	461
当期純利益		1,343

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,292	4,017	2	4,020	948	63	7,030
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△611
当期純利益							1,343
自己株式の取得							
自己株式の処分			11	11			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	11	11	-	-	732
当期末残高	4,292	4,017	14	4,032	948	63	7,762

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	8,042	△1,138	15,217	326	326	15,543
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△611		△611			△611
当期純利益	1,343		1,343			1,343
自己株式の取得		△6	△6			△6
自己株式の処分		17	29			29
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				94	94	94
事業年度中の変動額合計	732	11	755	94	94	850
当期末残高	8,774	△1,126	15,972	421	421	16,393

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社チノー
取締役会 御中

監査法人ナカチ
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 藤代孝久
業務執行社員
代表社員 公認会計士 家富義則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チノーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チノー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社チノー
取締役会 御中

監査法人ナカチ
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	藤代孝久
代表社員 業務執行社員	公認会計士	家富義則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チノーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することに

ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、または状況によりオンライン形式なども活用して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式なども活用して意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社 チノー 監査役会

常勤監査役 齊藤 卿 是 ㊟

社外監査役 山下 和彦 ㊟

社外監査役 粕谷 吉彦 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都板橋区熊野町32番8号
当社本社会議室（地下1階）
電話 03 (3956) 2111(大代)

交通のご案内

- 東武東上線大山駅（南口より徒歩11分）
- JR池袋駅からバス乗車（所要時間10分程度）
国際興業バス ①番乗場より
熊野町経由 熊野町循環
にて熊野町バス停下車



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。